

神奈川県立伊勢原高等学校

P T A会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は神奈川県立伊勢原高等学校P T Aと称し、事務局を同校内におく。

(目的及び活動方針)

第2条 この会は次の目的を達成するために活動する。

- (1) 教育について、家庭と学校とが相互理解を深め、社会福祉に貢献する生徒の育成に協力する。
- (2) 学校の教育環境の整備改善に協力し、生徒の心身の健全な発達をはかる。
- (3) 地域社会の教育的諸活動に協力し、社会教育の振興に寄与する。

第3条 この会は前条の目的達成のため、次のような方針で活動する。

- (1) この会は自主・独立のもとで、他のいかなる団体の支配・干渉・統制もうけない。
- (2) この会は保護者と教職員とが、それぞれの立場に立って民主社会の発展のために寄与する生徒の育成に協力する。
- (3) この会は家庭と学校との関係を密にし、学校の教育方針に従い、両者の連携に立って教育諸活動を円滑にする。
- (4) その他、この会の目的達成のために必要な諸活動を推進する。

(会員)

第4条 この会の会員は本校に在籍する生徒の保護者及び、本校に勤務する教職員で構成する。

第2章 役員

(役員構成)

第5条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名 (保護者)
- (2) 副会長 4名以内 (保護者1名以上及び副校長)
- (3) 書記 5名以内 (保護者1名以上及び教職員2名)
- (4) 会計 4名以内 (保護者1名以上及び教職員1名)

(役員職務)

第6条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長はこの会を代表して、会務を統括する。総会、役員会、運営委員会を召集し、各委員会の委員を委嘱する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。また、常置委員会に協力し助言をする。
- (3) 書記はこの会の運営に係る一切の事務にあたる。
- (4) 会計はこの会の経理に係る一切の業務を行う。

(役員選任)

第7条 役員選任は次の手順で行う。

- (1) 選挙管理委員会による選挙で当選者を確定し、総会の承認を得て決定する。

(2) 指名委員会からの推薦により総会で選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は総会から翌年の総会までとし、再任はさまたげない。

第9条 補欠（または増員）による役員任期は、前任者（または現任者）の残任期間とする。

第3章 会計監査

(会計監査)

第10条 本会に会計監査2名（保護者）をおく。

第11条 会計監査は、この会の経理の査察にあたり、総会にその報告をしなければならない。

第12条 会計監査の選任及び任期は、役員と同様とする。

第4章 機関

(機関)

第13条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会 ア定期総会 イ臨時総会
- (2) 役員会
- (3) 運営委員会

(組織)

第14条 総会は全会員をもって組織する。

第15条 役員会は役員をもって組織する。

第16条 運営委員会は役員、各常置委員会の正副委員長、校長、副校長、教頭をもって組織する。

(総会)

第17条 総会は本会の最高議決機関であり、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告の承認に関すること。
- (2) 予算及び決算の承認に関すること。
- (3) その他、この会の運営の基本に関すること。

(役員会)

第18条 役員会は次の事項を審議する。

- (1) 総会及び運営委員会の決議した事項の執行に関すること。
- (2) 総会及び運営委員会に付議すべきこと。

(運営委員会)

第19条 運営委員会は次の事項を審議する。

- (1) 各常置委員会の連絡調整。
- (2) 総会に付議すべきこと。
- (3) その他、この会の運営に関すること。

(召集)

第20条 定期総会は毎年1回年度の初めに、臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったとき、会長はこれを召集しなければならない。

第21条 役員会は原則として月1回、及び会長が必要と認めたとき、会長が召集する。

第22条 運営委員会は原則として月1回、及び会長が必要と認めたとき、会長が召集する。

第23条 各機関は、構成員の3分の1以上（委任状を含む）が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

（議決）

第24条 会議の議事は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第5章 常置委員会・特別委員会

（常置委員会）

第25条 本会に常置委員会として、次の委員会を置く。

- (1) 広報委員会
- (2) 交通委員会
- (3) サポート委員会
- (4) 環境整備委員会

第26条 運営委員会の承認を得て、前項の他に新たに常置委員会を設けることができる。

（特別委員会）

第27条 会長は、会務遂行に必要な場合は、運営委員会に諮り、特別委員会を設置することができる。

第6章 会計

（会計）

第28条 この会の経費は会費その他の収入をもって充てる。~~ただし、入学検定料免除者および会長が特に認めた場合には、会費を免除することができる。~~

第29条 この会の会計は、一般会計、教育振興費、特別教育振興費、図書視聴覚費とする。

- (1) 一般会計は、全日制は年額2,940円、定時制は2,580円とする。
 - (ア) 一般会計は1家庭につき、1会費とする。
 - (イ) 複数の兄弟姉妹が同時に在籍するときは、上の学年の兄弟が会費を納入する。
- (2) 教育振興費は、全日制は年額6,600円、定時制は1,800円とする。
- (3) 特別教育振興費は、入学時に全日制は年額5,000円、定時制は2,000円とする。
- (4) 図書視聴覚費は、全日制は年額1,800円、定時制は480円とする。
- (5) 生徒活動積立金は、原則、特別教育振興費から一定額を積み立てとする。
- (6) 教職員の一般会計納入額は、年額2,940円とする。

第30条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第31条 この会の事業に伴う旅費、及び、会員の慶弔規定については、細則においてこれを定める。

第7章 会則の改正

（会則の改正）

第32条 本会の規約は総会において出席者3分の2以上の同意により改正することができる。

第8章 補則

(細則)

第33条 本会の規約の施行について必要な事項は、細則として運営委員会が定める。

(細則の制定及び改廃)

第34条 運営委員会は、細則を制定及び改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

(慶弔規定)

第35条 この会の事業に伴う旅費、及び、会員の慶弔規定については、別にこれを定める。

附則

(施行期日)

昭和44年4月 1日から実施する。

昭和47年5月19日一部変更する。

昭和49年5月12日一部変更する。

昭和50年5月23日一部変更する。

昭和52年5月25日一部変更する。

昭和53年5月24日一部変更する。

平成 元年5月16日一部改正する。

平成 4年5月19日一部改正する。

平成 6年5月17日一部改正する。

平成 8年5月15日一部改正する。

平成10年5月14日一部改正する。

平成12年2月15日一部改正する。

平成12年5月10日一部改正する。

平成14年5月16日一部改正する。

平成15年5月15日一部改正する。

平成17年5月12日一部改正する。

平成19年5月10日一部改正する。

平成21年5月11日一部改正する。

平成22年4月30日一部改正する。

平成24年1月14日一部改正する。

平成28年4月 1日一部改正する。

平成30年4月 1日一部改正する。

令和 4年5月 7日一部改正する。

令和 5年5月 6日一部改正する。

令和 6年5月 3日一部改正する。

P T A会則細則

(目的)

第1条 この細則は会則第33条の規定に基づき、本会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙管理委員会)

第2条 この会の役員選出の手続きで立候補者がある場合は、選挙管理委員会により次のとおりとする。

- (1) 選挙管理委員会は運営委員会において選出された委員、及び校長から推薦された教職員、若干名によって構成し、正副委員長を互選する。
- (2) 選挙管理委員会は、現に在籍する生徒の保護者から毎年12月中に会長・副会長・書記・会計・会計監査の立候補を受け付け、これがある場合には、60日以内に全構成員を有権者とする選挙を行わなければならない。
- (3) 選挙管理委員会は、この選挙で各役員の定員内で高得点を得た順に、有権者総数の6分の1以上の得票を得た者を当選者と確定し、4か月以内に総会に報告して認証を受けなければならない。

(指名委員会)

第3条 この会の役員選出の手続きで立候補者がいない場合は、指名委員会により次のとおりとする。

- (1) 指名委員会は運営委員会において選出された委員、及び校長から推薦された教職員、若干名によって構成し、正副委員長を互選する。
- (2) 指名委員会は、会長・副会長・書記・会計・会計監査を指名する。
- (3) 指名委員会は候補者の指名を発表する前に、被指名者の同意を得なければならない。
- (4) 指名されたものは総会において選出される。

(常置委員会の構成・任務)

第4条 常置委員会は、各学年より選出された委員、及び、教職員若干名によって構成し、正副委員長を互選する。

第5条 常置委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 広報委員会は、会の趣旨の普及に努め、会員相互の連絡と親睦を図るために、必要に応じて広報を発行する。
- (2) 学年委員会は、学年の会員相互の親睦や情報交換を図り、学年学級懇談会を開催する。
- (3) 交通委員会は、生徒の交通安全に関する事業を行う。
- (4) 成人教育委員会は、会員相互の親睦や教養を深める事業を行う。
- (5) 環境整備委員会は校内の環境美化を目的とし、校内環境整備活動の事業を行う。

(特別委員会)

第6条 特別委員会の設置に関する事項は、必要に応じて運営委員会が定める。

(会費)

第7条 本会の会費の額はすべて総会で定める。

(内規)

第8条 役員会及びその他の委員会は、本会の規約・細則に反しない限り、運営委員会の承認を得て、それぞれの内規を定めることができる。

(細則の変更)

第9条 この細則は運営委員会において、3分の2以上の同意を得て改正することができる。

<この細則は、平成28年4月1日から施行する。>

(旅費・手当)

第10条 各委員会の旅費については、実費を支給する。

飲み物代として150円、昼をまたいだ委員会活動の場合は弁当代として500円相当を支給する。

運用方法

- 1 事前に人数が確定している場合は、前渡金申請で請求し、残金を返金する。
- 2 事前に人数が確定していない場合は、前渡金申請で概算を請求し、当日現金で支給した後に、残金を返金する。

※これらの費用は各委員会の予算内で行う。

附 則

(施行期日)

平成28年4月1日から施行する。

令和4年5月7日一部改正する。